

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案について (概要)

令和 6 年 11 月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行に伴い、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項等の規定に基づき建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）及び国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）における所要の改正を行う必要がある。

2. 建設業法施行令に係る改正の概要

【改正法施行関係】

(1) 監理技術者等の設置等の特例について

(第 28 条（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号）関係)

改正法により新設された建設業法第 26 条第 3 項第 1 号に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の設置の特例を認める請負代金の額については、一億円未満（建築一式工事である場合においては二億円未満）とすること。

(2) 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例について

(新設第 33 条及び第 34 条（建設業法第 26 条の 5 第 1 項）関係)

改正法により新設された建設業法第 26 条の 5 第 1 項に基づく営業所技術者又は特定営業所技術者に関する監理技術者等の職務の特例を認める請負代金の額については、一億円未満（建築一式工事である場合においては二億円未満）と、当該特例を認める工事現場の数については、一とすること。

(3) その他

改正法による建設業法の条項の移動に伴う所要の改正（ハネ改正）を行うこと。

【改正法施行以外】

(1) 技術検定の受検手数料の見直しについて

(第 39 条（建設業法第 27 条の 16）関係)

建設業法第 27 条に定める技術検定（第一次検定又は第二次検定）について、人件費等の変動を勘案したうえで試験事務の安定的な実施及び受検環境の改善を図るため、建設業法第 27 条の 16 に基づき定められている受検手数料の引き上げを行うこと。

(2) 建設工事費高騰への対応について

(第 2 条、第 7 条の 4、第 27 条及び第 30 条)

下記の金額について、令和 4 年度以降の建設工事費の高騰に伴い、それぞれ下記に掲げると

おり改定すること。

・ 特定建設業の許可を必要とする下請代金額の下限	旧：4千5百万円	新：5千万円
（建築工事業の場合	旧：7千万円	新：8千万円）
・ 施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限	旧：4千5百万円	新：5千万円
（建築一式工事の場合	旧：7千万円	新：8千万円）
・ 専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金の下限	旧：4千万円	新：4千5百万円
（建築一式工事の場合	旧：8千万円	新：9千万円）
・ 特定専門工事の対象となる建設工事の下請代金の上限	旧：4千万円	新：4千5百万円

3. 国立大学法人法施行令に係る改正の概要

【改正法施行関係】

国立大学法人等を独立行政法人とするみなし規定について

（第26条第2項（国立大学法人法第37条第2項）関係）

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第37条第2項では、政令で定める法令の適用に関し国立大学法人等を独立行政法人とみなしてこれらの法令の規定を準用することとしているところ、改正法による公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の条項の移動に伴い、国立大学法人法施行令第26条第2項において所要の改正を行うこと。

4. 今後の予定

公布：令和6年12月中旬（予定）

施行：令和6年12月中旬（予定）

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令案について (概要)

令和6年11月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定の施行に伴い、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項等の規定に基づき、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）及び施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）について所要の改正を行う必要がある。

2. 建設業法施行規則に係る改正の概要

(1) 建設工事の受注者が請負契約の締結前に注文者に通知すべき情報について

(第13条の14及び新設第13条の15（建設業法第20条の2）関係)

改正法により新設された建設業法第20条の2第2項に基づき、建設業者が建設工事の請負契約の締結前にその注文者に通知すべき情報の対象となる事象については、

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰とすること。

また、同項に基づき当該情報を通知する場合は、当該締結しようとする建設工事の請負契約に係る建設業法第20条第1項の規定による書面（見積書）に、これらの情報を記載した書面を添付すること等とすること。

(2) 監理技術者等の専任の合理化を認める要件について

(全改第17条の2及び第17条の3（法第26条第3項第1号）関係)

改正法により規定された監理技術者等の専任の合理化（同一の主任技術者又は監理技術者が複数の工事現場を兼務できるとされたこと）を認める要件を以下のとおりとすること。

- ・ 工事現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ・ 各建設工事の下請次数が3次まで
- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）
- ・ 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- ・ 人員の配置を示す計画書の作成、現場据置及び保存（電磁的記録媒体による措置も可能）
- ・ 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置

(3) 営業所技術者の職務の合理化を認める要件について

(全改第17条の5及び第17条の6（新設法第26条の5第1項）関係)

改正法により規定された営業所技術者の職務の合理化（営業所技術者が専任で配置が求められる工事現場の監理技術者等の職務を兼務できるとされたこと）を認める要件を以下のと

おりとすること。

- ・ 営業所と工事現場の間の距離が、一日に巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ・ 建設工事の下請次数が3次まで
- ・ 営業所技術者（監理技術者等）との連絡その他必要な措置を講ずる者の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）
- ・ 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- ・ 人員の配置を示す計画書の作成、現場据置及び保存（電磁的記録媒体による措置も可能）
- ・ 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置

(4) 国土交通大臣の監督処分に係る公告の方法の拡充について

(第23条の2（法第29条の5第1項）関係)

国土交通大臣又は都道府県知事（以下「大臣等」という。）から許可を受けた建設業者が建設業法の規定に違反する行為等を行ったために、大臣等が当該建設業者に営業停止処分又は許可の取消しを行った場合、大臣等は処分をした旨を公告しなければならないとされているところ、国土交通大臣の公告の方法として新たにウェブサイトへの掲載による公告を加えること。

(5) 国土交通大臣が調査等を行う事項の追加について

(第28条の2（法第40条の4第1項）関係)

国土交通大臣は請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保のため必要な調査等を行えることとされているところ、改正法の一部施行に伴い新たに

- ・ 法第20条の2第2項から第4項までの規定による通知又は協議の状況
- ・ 法第25条の27第2項に規定する措置の実施の状況

を調査等の対象事項に加えること。

(6) その他

改正法による法の条項の移動に伴う所要の改正（ハネ改正）を行うこと。

3. 施工技術検定規則に係る改正の概要

建設業法の改正を受けた建設業法施行令（昭和31年政令第273号）における条項の移動に伴う所要の改正（ハネ改正）を行うこと。

4. 今後の予定

公布：令和6年12月中旬（予定）

施行：令和6年12月中旬（予定）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則について (概要)

令和6年11月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定の施行に伴い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条第2項及び第15条第2項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則を定める必要がある。

2. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の概要

(1) 各省各庁の長等が誠実に協議に応じるべきこととする受注者の行う請負契約の変更の申出に係る「工期等に影響を及ぼす事象」について

（第1条（法第13条第2項）関係）

改正法により新設された法第13条第2項に基づき、各省各庁の長等が誠実に協議に応じるべきこととする受注者の行う請負契約の変更の申出に係る「工期等に影響を及ぼす事象」については、次に掲げる事象（公共工事の請負契約に基づき受注者がその内容の変更について協議を申し出ることができる事由であるものに限る。）

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・ 労務の供給の不足又は価格の高騰

とすること。

(2) 施工体制台帳の写しの提出を不要とすることとする「施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認できる措置」について

（第2条（法第15条第2項）関係）

公共工事の受注者は施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないこととされているところ、改正法により規定された法第15条第2項に基づき、その提出を不要とすることとする「施工体制を発注者が情報通信技術を利用して確認することができる措置」については、

- ・ 建設キャリアアップシステムその他同項に規定する施工体制台帳の記載事項を閲覧することができる適切なシステムを利用することにより、発注者が当該記載事項を確認することができるようにする措置

とすること。

3. 今後の予定

公布：令和6年12月中旬

施行：令和6年12月中旬